

マイナンバーカード等を活用した「申請書自動作成システム」を 西区役所 戸籍課・税務課に導入します！

西区役所では、デジタル区役所モデル区として、「書かない・待たない・行かない そしてつながる」の実現に向けて、令和4年度からデジタル技術を活用した様々な実証実験等に取り組んでいます。

マイナンバーカード等を活用した「申請書自動作成システム」については、申請書等の作成に係るお客様の負担軽減（手書き負担の軽減、手続所要時間の短縮）を目的として、昨年度、実証実験を実施し、効果を確認しました。今年度は、対象手続を拡大するとともに、期間を年度末の最繁忙期も含めた7か月に延長（令和6年度以降も継続の予定）し、お客様の負担軽減効果の最大化を図ります。

「申請書自動作成システム」導入の概要

1 申請書自動作成システム利用の流れ

Step.1	Step.2	Step.3
 タブレットPC 任意の申請書を選択	 マイナンバーカード等 カード読取機 本人確認書類の読み取り ※運転免許証、在留カード等も利用可	 申請書 プリンター 氏名、住所等を印字した申請書を印刷

2 申請書自動作成システム設置イメージ



税務課 税証明発行窓口
①タブレットPC ②カード読取機 ③プリンター

3 対象手続一覧（③、④は拡大する手続）

部署	対象手続※1	件数※2
戸籍課	①住民票の写し	11.4 万件
	②印鑑登録証明書	
	③戸籍証明書	
	④戸籍の附票の写し	
	⑤電子証明書新規発行・更新	
	⑥電子証明書暗証番号再設定	
税務課	①市民税・県民税課税証明書	1.2 万件
	②納税証明書	
期間	令和5年9月1日(金)～令和6年3月29日(金) (令和6年度以降も継続予定)	

※1：対象手続は、利用状況によって加除を行う場合があります
※2：件数は、令和4年度西区証明書等交付実績(概算)

4 申請書自動作成システム導入による想定効果（目標数値）

申請書等の作成時間 平均 **25%** 短縮

お問合せ先

○西区役所で実施している取組に関すること 西区区政推進課長 檜崎 佳代子 Tel 045-320-8338
○横浜DX戦略（デジタル区役所の推進）に関すること
デジタル統括本部デジタル・デザイン室担当課長 洲崎 正晴 Tel 045-671-4763